

第二回町民体育祭終る

7月27日

会長あいさつ
婦人会の夕焼トンビ
すもう会場



新農村建設事業
も着々と進み、才二地域では
共同作業所、集乳所、共同育
雛所、養豚共同施設等を建設
その内容の充実を図り、農家
の皆様に利用していただいで
います。なお才一地域も計画
途上にあります。

財政事情書
才二の国民をつくる児童生徒の教育は日を迫つて重要視されています。同時に設備の充実、校舎の建設は町の責任事業の一つであります。この時に町立小、中学校の校舎の改築、理想の学業が出来るよう努力してありますが、今期は小高小学校の校舎新築をなし全町老朽校舎の絶無を成し得たことは喜ばしい次第です。

財政事情書

老朽校舎消え
教育態勢ととのう

道路・衛生・國保
町道、農道を問わず、その
補修に全力を尽し町の自動車
を最大限に動かし県所管の県
道補修に協力しつゝあります
環境衛生を大きくとりあげ
「はもと蚊のいない町造り」の
見通しも明るいものがあり
ます。

財原の裏付

以上のべた事業も完全な財原
の裏付があつてこそ出来る得
ることですが、税収、地方交付
税、町債等その均衡をとり、
堅実な歳入資金の確保に前途
の見通しも明るいものがあり
ます。

32年度歳入歳出の概要

住民の負担(32年度)		1人当り	1世帯当り
種別			
町税		1,647円	9,819円
町民税		317	1,889
固定資産税		975	5,815
自動車荷車税		100	596
保険税		502	2,915

歳入		歳出
豫算額	見込額	
75,700,975	73,317,452	
歳出		
75,700,975	68,927,345	



発行所
麻生町四番地
麻生町役場
発行人
高野勝
印刷所
麻生印刷所

今月の税

町県民税(才2期)
保険税(才3期)
8月31日まで

以上簡単に才一回の財政事情
を申し上げましたが、何分にも
主要財原を税金にたよる以外
に道がありませんで、今
後の事業を円滑に遂行するた
めにも尚一層の御協力をお願
いたします。

近代的公民館へ

竣工予定九月十九日

皆さんの公民館は、コン
クリートのたき、ステ
ージ、控室、吸音設備等
近代的構想のもとに改造され
ることになりました。

敬老年金の
請求はお早く

敬老年金は満八十才になつた
方々に差上げる事となつてい
ます。該当される方は地元
民生委員や支所に届出の用紙
がそろつてありますから至急
御届下さる様願ひします。
今までに届出された方は該当
される方の約半数です。才一
回分は十月初めに支給されま
す。

メートル法に
慣れましょう

いよいよ来年一月一日から、
メートル法が実施されること
になりました。その時になつ
てまいかならないように町でも
「麻生町メートル法実行推進
委員会」(商店代表、婦人会代
表、青年代表等により結成)
を作り、切りのいい時まごつ
かないように早くメートル法
に使いなれ、実行に移るやう
準備して居りますから是非皆
準備して居りますから是非皆

7月末日人口

	男	女	計	世帯数
麻生地区	2,920	3,078人	5,998人	1,108
太田地区	1,213	1,234	2,447	339
大和地区	2,756	3,013	5,769	916
行方地区	1,416	1,492	2,908	497
小高地区	1,944	2,067	4,011	687
計	10,249	10,884	21,133	3,547

設立には補助金を

◎税財源の長期安定化◎

九月末日までに納税貯蓄組合を設置するが、
又現在の任意納税組合を納
税貯蓄組合に設置がえします
と県から補助金が、そのうえ
組合員が組合を通じて納期限
までに完納すれば年度末に完
納奨励金が一回交付されます
町から交付される納税組合
奨励金は従来通りです。

反収四石以上
多収穫品評会

農事研究会では、例年より
一ヶ月も早く、米の早期栽培
立毛多収穫品評会の予備審査
を実施し、各地区とも三代表
で十五ヶ所を選出した。その
推定反収いすれも十俵を越え
るものばかりである。

文部省委嘱になる
大和婦人学級

婦人同志が、いろいろのな
やみや、希望をとりあげ研究
をする婦人学級が去年より、
大和、太田の婦人の間で行わ
れて来た。
今年は大和婦人学級が文部
省委嘱学級になり、県のモデ

豚コレラの豫防には消毒を

町内豚コレラが発生して養豚
農家は大恐慌をきたしました
今後これが予防を徹底するた
めに左記のことを守りましょ
う。
(1) 役場で計画した予防接種
は必ず実施すること。
(2) 豚舎の前に消毒薬(クレ
ゾール石鹼液)を薬に浸し
たものを小箱に入れ豚を管
理する人の足(はきもの、
まき)を消毒すること。
(3) 用のない他家の人を豚舎
に近づけぬこと。
(4) 食欲不振や元気がなくな
つたらすぐに獣医の診断を
受けること。

後遺症をのこす
日本脳炎

日本脳炎の流行期です。
十才以下の子どもに多く
死亡率も高い。治つても
脳障害を残す恐ろしい傳
染病です。病菌を媒介す
る蚊の絶滅を図つたり無
帽の炎天下の遊びをやめ
させましょう。

生徒児童
寄生虫卵保有者に
虫下し配付

六月、七月に実施した町内生
徒児童の寄生虫卵保有者に虫
下しを九月上旬、学校を通じ
て無償にて配付します。
家庭の皆様も子供の健康に
は注意して居ることと思いま
すがなお一層観察して下さい

九月二十六日
中学三年に在学中の遺児達の
靖国神社参拝を九月二十六、
二十七日の両日実施する。
当日は皇居も参拝する事にな
つて居る。
本町からの参加遺児は三十六
人あります。

高 齡 者 番 付

(満80才以上) 33.9.15現在

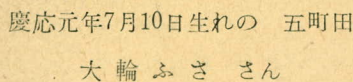
老 家

昭和三十三年九月十五日現在
高 齡 者 番 付

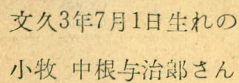
西										東									
(満歳)										(満歳)									
大市森	輪村	ふすは	さゑる	(93)	五島	田並	横張	綱出	中根	与治	松	(95)	小牧	山	岡	留	之	助	矢
齊福	藤内	のたこ	ぬか	(92)	玄井	並通	大張	出大	杉	山	井	(88)	富田	片岡	三	伊	三	郎	天
宮城	内	みこ	と	(91)	富新	田方	関小	結頭	小	井	三	(87)	幡	小	大	三	次	助	四
荒羽	沢	みつ	つ	(90)	青新	宮沼	前		大	三	留	(86)	掛	平	門	瑞	郎	五	町
羽額	生	な	ね	(89)	南青	沼			荒	六	太	(85)	鹿	荒	張	六	郎	新	小
堀羽	賀	し	ほ	(88)	青南	淵			箕	留	次	(84)	宮	肉	山	三	郎	青	南
堀	井	み	き	(87)	青下	浜			内	三	之	(83)	高	鬼	沢	房	助	青	新
辺	田	う	め	(86)	白籠	田			鈴	万	太	(82)	宿	鈴	枝	泰	助	小	古
横	崎	り	い	(85)	根玄	屋			藤	田	次	(81)	鹿	金	谷	秀	助	四	島
藤	峰	す	し	(84)	古五	通			菅	藤	利	(80)	並	菅	河	之	作	五	町
長	元	な	か	(83)	於新	方			飯	下	庄	(79)	田	深	沢	作	行	島	井
有	生	と	め	(82)	浦浦	方			深	兼	安	(78)	日	鴨	名	乘	郎	通	方
羽	野	し	も	(81)	行行	川			推	田	一	(77)	通	小	小	郎	五	町	崎
浅	崎	ふ	で	(80)	蔵富	田			鴨	口	牛	(76)	方	松	治	次	矢	杉	島
箕	山	き	い	(79)	根船	子			小	新	浪	(75)	崎	小	小	島	本	里	大
平	本	す	し	(74)	矢四	幡			大	石	久	(73)	富	山	辰	郎	富	田	山
宮	作	い	む	(72)	富富	鹿			小	田	次	(71)	幡	小	音	郎	富	田	山
永	井	せ	ま	(71)	船四	田			沼	久	郎	(70)	掛	小	次	郎	富	田	山
荒	山	く	や	(70)	矢四	田			大	田	郎	(69)	鹿	小	次	郎	富	田	山
平	子	は	と	(69)	富富	田			石	久	郎	(68)	並	小	次	郎	富	田	山
野	谷	さ	と	(68)	富富	田			大	田	郎	(67)	崎	小	次	郎	富	田	山
塙	崎	は	と	(67)	富富	田			小	田	郎	(66)	平	小	次	郎	富	田	山
高	崎	さ	と	(66)	富富	田			大	田	郎	(65)	崎	小	次	郎	富	田	山
久	崎	さ	と	(65)	富富	田			小	田	郎	(64)	崎	小	次	郎	富	田	山
司	崎	さ	と	(64)	富富	田			大	田	郎	(63)	崎	小	次	郎	富	田	山
(夫妻)	崎	さ	と	(63)	富富	田			小	田	郎	(62)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(62)	富富	田			大	田	郎	(61)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(61)	富富	田			小	田	郎	(60)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(60)	富富	田			大	田	郎	(59)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(59)	富富	田			小	田	郎	(58)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(58)	富富	田			大	田	郎	(57)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(57)	富富	田			小	田	郎	(56)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(56)	富富	田			大	田	郎	(55)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(55)	富富	田			小	田	郎	(54)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(54)	富富	田			大	田	郎	(53)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(53)	富富	田			小	田	郎	(52)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(52)	富富	田			大	田	郎	(51)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(51)	富富	田			小	田	郎	(50)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(50)	富富	田			大	田	郎	(49)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(49)	富富	田			小	田	郎	(48)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(48)	富富	田			大	田	郎	(47)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(47)	富富	田			小	田	郎	(46)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(46)	富富	田			大	田	郎	(45)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(45)	富富	田			小	田	郎	(44)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(44)	富富	田			大	田	郎	(43)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(43)	富富	田			小	田	郎	(42)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(42)	富富	田			大	田	郎	(41)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(41)	富富	田			小	田	郎	(40)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(40)	富富	田			大	田	郎	(39)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(39)	富富	田			小	田	郎	(38)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(38)	富富	田			大	田	郎	(37)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(37)	富富	田			小	田	郎	(36)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(36)	富富	田			大	田	郎	(35)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(35)	富富	田			小	田	郎	(34)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(34)	富富	田			大	田	郎	(33)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(33)	富富	田			小	田	郎	(32)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(32)	富富	田			大	田	郎	(31)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(31)	富富	田			小	田	郎	(30)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(30)	富富	田			大	田	郎	(29)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(29)	富富	田			小	田	郎	(28)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(28)	富富	田			大	田	郎	(27)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(27)	富富	田			小	田	郎	(26)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(26)	富富	田			大	田	郎	(25)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(25)	富富	田			小	田	郎	(24)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(24)	富富	田			大	田	郎	(23)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(23)	富富	田			小	田	郎	(22)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(22)	富富	田			大	田	郎	(21)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(21)	富富	田			小	田	郎	(20)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(20)	富富	田			大	田	郎	(19)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(19)	富富	田			小	田	郎	(18)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(18)	富富	田			大	田	郎	(17)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(17)	富富	田			小	田	郎	(16)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(16)	富富	田			大	田	郎	(15)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(15)	富富	田			小	田	郎	(14)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(14)	富富	田			大	田	郎	(13)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(13)	富富	田			小	田	郎	(12)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(12)	富富	田			大	田	郎	(11)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(11)	富富	田			小	田	郎	(10)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(10)	富富	田			大	田	郎	(9)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(9)	富富	田			小	田	郎	(8)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(8)	富富	田			大	田	郎	(7)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(7)	富富	田			小	田	郎	(6)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(6)	富富	田			大	田	郎	(5)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(5)	富富	田			小	田	郎	(4)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(4)	富富	田			大	田	郎	(3)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(3)	富富	田			小	田	郎	(2)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(2)	富富	田			大	田	郎	(1)	崎	小	次	郎	富	田	山
	崎	さ	と	(1)	富富	田			小	田	郎	(0)	崎	小	次	郎	富	田	山

新堀秋東堀坂稻辺新高新山山山山茂
堀越山山越本川田堀橋堀野野野木
な与スちよ寅ゑし総みきい庄もす
か平エよき蔵いう平つんせ郎とゑ郎

赤横羽市市永市山松高石高岩	島並	小根平篠羽根河松柳河川	船子	阿鈴鈴阿鈴椎阿高貝貝大大今	五町田	前鴨宮高荒磯藤篠根千荒根本宮鷺根高田小蟻橋岩	行方	大大野飯浜長
井田生村村作村口兼栖田栖戸	倉本	山塚生本須沢町須崎井		部木木部木名部橋塚塚輪泉		川下本木張山生原田本崎張本谷本野本木仲川本瀬		橋橋口田田峰
なななみすまきかゑけふとあし	清	なとい	崎	はよはちか金ツ鉄わ芳辰彌		こかき国幸ゑり源す右せとなせやさ国せ佐ゆ之		ふしたと源
かつかねゑさんつついみみきめ	作	章つきね穀るをね郎ん		るうるエつ吾ル吉さ助誠藏吉		よつち松吉い郎か助ゑ門いらおいヲだ松い亟市き助		くんいよ吾潔



宮高額額大畑根谷根高石	小高	宮箕溫額小谷大大中作額茂畑茂大茂	橋門	大大大箕仲大茂茂茂茂大内箕箕箕洪大大梅八大八
田賀賀川木本口本田川		内輪谷賀牧田原原根賀木木木原木	野野野野久木木木木原野輪輪輪	輪谷里原品里品
彌福秋半恒トよ		宮ゆはか仁みし庄モのな吉茂久	孝七郎サ米	卷長
兵次之		次之市太	次兵	之太
靜衛ミち郎蔵助ち祐メシ		太りつね平よげ吉セ郎ぶみ助郎義郎	郎く衛貞ト治まと蔵みるるヨ作助つそ夫吉ヨちか	



老人と扶養

水戸家庭裁判所麻生支部庶務課

憲法は變つても

日本の道徳は変らない

九月十五日は、としよりの日であるが、老人をいたわることは、文化国家の一つの資格である。老人医学が発達し家庭における老人の座ということが論ぜられ、老年社会保障の制度がくわだてられてゐるのは、老人に対する関心のたかまつてきた証拠であつてよるこばしいことである。

ところが一方には、憲法が変り民法が改正されて、親孝行はしなくてもよいことになつた、という考えが一部にはあるようだ。これは非常なまちがひである。まちがひの才一は、民法は必ずしも国民道德の根本を示したものでなく、ぎりぎりの場合に裁判で白黒をきめるとき標準を示したものだから、いわば、道德の最低限度にその基準をおいてゐるのである。だから民法に書いてあるだけのことをしているからといつて、道德的に立派なことをしてゐるとはいえないわけである。

まちがひの才二は、新民法でもけつして子が親を養わなくてもよいことになつてゐないのに、これに対する誤解があることである。これは、いわゆる扶養の問題であるから、次にこれを説明しよう。

まず一般的にいつて、誰か一人の人が病氣、失職、老年その他の原因はなんでもよいが自分の力で、生活ができないうちの場合が生じたときは、祖父、祖母、親、子、孫といふよ

うな直系血族および兄弟、姉妹が互に扶養をする義務があることになつてゐる。このほか、なにか特別の事情がある場合は、それ以外の近親者たとえば、おじ、おばとおい、めいと嫁や婿というやしうとめの間または継親子間（養親子間の扶養は、実親子の場合と同じである。）あるいは兄弟、姉妹の配遇者との間にも、家庭裁判所が扶養の義務を負わせることができることになつてゐる。したがつて、老人に対する扶養義務は、子や孫、または弟や妹が才一次的に負わなければならないのである。しかも、新民法には、家督といふことがないから、たとへば戸籍が別れていてもおやそ子、孫、弟、妹であればその力に應じた程度の扶養をしなければならぬのである。旧民法では同一戸籍内の者がまず扶養の義務を負い、それでもたたりないときには次に戸籍を異にする子や孫が扶養するというたてまえになつてゐた。この戸籍を標準にしたことが旧家族制度であつたが、新民法でこの点は全部改められた。戸籍が同一であるか別の戸籍になつてゐるかは、扶養の關係にしろ相続の問題にしろぜんぜん關係がないことになつた。考へようによれば老人に對しては、子供全体で孝養をつくすことになつたので、老人ははるかに幸福になるはずであるが、責任が分散されてかえつて老人が不幸になつたとあつては遺憾なことである。この点は誤解をしないようにしなければならぬ。

老人のめんどろをみるのは子や孫や弟妹達が話し合つて誰が取るか誰がどの程度金を出すかなど具體的なことを

きめればよいのであるが、すでに独立の生計を営んでいる人びとは、兄弟といえどもお互の暮しの内容はよく判らないし、ことに遠方に住んでいる者同志ではとかく意志の通が十分でない結果、老人の問題に於いて、ごたごたが起ることがある。このやうなときは申し出るがよい。それは決して恥かしいことではなく、そういうことをふだん取り扱っている公平な立場にある裁判官や調停委員の意見をきいて最も適当な方法を話し合つてきめることは、こういう問題には必要なことである。もしどうしても調停ができないときは、家庭裁判所は審判によつて決めてくれる。しかし、扶養をされる側も扶養をする側もその生活や身体状況などは常に變化するものであるから、いつたん家庭裁判所の調停や審判で決まつた後でも事情の變更があれば家庭裁判所に申し出てその調停なり審判を變更してもらうこともできる。

以上が改正民法にある親族扶養のあらましであるが、實際に全国の家裁判所にはどのくらいの事件が持ち出されているかという、全国の家裁判所に持ち出される扶養事件は、毎年二千件くらいであるが、このうち親から子や孫または子の配偶者に対して扶養を求めるものは六百数十件というところであつて、子が親に扶養を求める件数の方が少しぐらい多いようである。いずれにしても、老人が生活にこまるということは、不幸なことである。そこでよくよくこまる人には国民が生活保護の手をさしのべるのであるが、それは、まず親族の間でできるだけの扶養の手を尽してもなおできない場合に限るといふことになつてゐるのは当然の話である。子供は親に育てられるのが最も幸福であると同じく、老後は愛情をもつて世話をしてくれる子や、いふということは、老人

地区ニユース

戸家庭裁判所
麻生支部庶務課

農家に「定休日」を

麻生第一區

今度麻生地区の才一区では農家の定休日制が定まり、その日は午前中専門家を招き農作物増産の講習をうけたり、又体験、研究等を發表しあつて新農村建設の新知識、技術を体得し又婦人部では料理の實習をやつたり、和裁、洋裁等婦人の教養を高め、産制のお話を聞く等生活改善に心がけ、午後は健全娛樂としてスポーツ、リクレーションを行い楽しい半日を過し教養と鍛練を図ることとなつた。この定休制は既に三ヶ月を実施、八月二十九日の如きは区内野球大会を行い老いも若きも男も女も区民をあげて参加盛況をきわめた。

子供会校外視察

新原子供会員十八人は八月二十一日役職員六人の引卒により町内官公署を見学、最後に役場を見て社会科を勉強した

廢品回收

麻生中学校PTA役員延四十名は八月十日各家庭を訪問し、廃品を回収寄附していただき、売上金一万八千三百六十二円を子供達のため使用することになった。

幼稚園視察に

藤代町から來町

Table with 4 columns and 10 rows of names and titles, likely a directory or list of members.

Portrait of a woman with text: 慶応元年7月10日生れの 五町田 大輪ふささん

Portrait of a man with text: 文久3年7月1日生れの 小牧 中根与治郎さん

Table with 4 columns and 10 rows of names and titles, continuing the list from the top table.

老人と扶養

水戸家庭裁判所麻生支部庶務課

憲法は変わっても 日本の道徳は変わらない

きめればよいのであるが、す でに独立の生計を営んでい る人びとは、兄弟といえどもお 互の暮らしの内容はよく判らな いし、ことに遠方に住んでい る者同志ではとくに意図のそ 通が十分でない結果、老人の めんどろを誰がみるかの問題 について、このように起るこ とがある。このようなときは 遠慮なく家庭裁判所に調停を 申し出るがよい。それは決し て恥かしいことではない。それ いう公平な立場にある裁判 官や調停委員の意見をきいて 最も適当な方法を話し合っ て きめることは、こういう問題 には必要なことである。もし どうしても調停ができないこ とは、家庭裁判所は審判によ っ て決めてくれる。しかし、 扶養をされる側の扶養をする 側もその生活や身体状況など は常に変化するのである。こ れから、いったん家庭裁判所の 調停や審判で決まっても後で も事情の変更があれば家庭裁判 所に申し出てその調停なり審 判を変更してもらうこともでき る。

以上が改正民法にある親族 扶養のあらましであるが、実 際に全国の家庭裁判所にはど のくらいこの事件が持ち出され ているかというところ、全国の 家庭裁判所に持ち出される扶養 事件は、毎年二万件くらいで あるが、このうち親から子や 孫または子の配偶者に対して 扶養を求めたものは六百数十 件というところであつて、子 が親に扶養を求めた件数の方 が少し多いといふことである といふに、これに比べて、老人 が生活に困窮するといふことは、 不幸なことである。そこでよく 孝養をつくることにはつたが、 老人ははるかに幸福になら ない。老人ははるかに幸福にな るはずであるが、責任が分散 されてかえつて老人が不幸に なつたとあつては遺憾なこと である。この点は誤解をしない ようにしなければならぬ。こ の老人のめんどろをみるのは 子や孫や弟妹達が話し合つて 誰が取るか誰がどの程度金 を出すかなど具体的なことを

の一番のしあわせであらう。 愛情は法律では強制できない。 それは法律とは別の美しい世 界である。

(水戸家庭裁判所 麻生支部庶務課)

地区ニュース

農家に「定休日」を 麻生第一區

今度麻生地区の第一區では 農家の定休日制が定まり、そ の日は午前中専門家を招き農 作物増産の講習をうけたり 又体験、研究等を発表しあつ て新農村建設の知識、技術 を体得し又婦人部では料理の 実習をやつたり、和裁、洋裁 等婦人の教養を高め、産制の お話を聞く等生活改善に心が け、午後は健全娯楽としてス ポーツ、リクリエーションを行 い楽しい半日を過し教養と鍛 練を図ることとなつた。この 定休日は既に三ヶ月を実施、 八月二十九日の如きは区内野 球大会を行い老いも若きも男 も女も区民をあげて参加盛況 をわめた。

子供会校外視察

新原子供会十八人は八月二 十一日役員六人の引率によ り町内官公署を見学、最後に 役場を見て社会科を勉強した。

麻中PTA

廃品回収

麻生中学校PTA役員延四十 名は八月十日各家庭を訪問し 魔品を回収寄附していただき 売上金一万八千三百六十二円 を子供達のために使用すること になつた。

幼稚園視察に 藤代町から来町

八月二十一日麻生幼稚園の運 営視察のため、藤代町高須幼 稚園設立委員会委員幹部十三 名が来町した。